

ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ

スーパー・マネー・マーケット・ファンド

ルクセンブルグ籍オープンエンド契約型外国公社債投資信託
「クラスB受益証券」(米ドル建て)「インスティテューショナル」(受益証券)(米ドル建て)

投資信託説明書(交付目論見書) 2025年8月1日

<管理会社>ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー

- ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ(以下「BGIS」または「ファンド」といいます。)の管理・運用業務ならびに受益証券の発行および買戻業務を行います。
- ルクセンブルグ1915年商事会社法(改正済)に基づき、ルクセンブルグにおいて1990年6月8日に設立されました。
- 資本金は、50万アメリカ合衆国ドル(約7,194万円)で、2025年5月末日現在全額払込済です。
(注)アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」といいます。)の円貨換算は、便宜上、2025年5月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=143.87円)によります。
- 2025年5月末日現在、BGISの4本のポートフォリオを管理しており、BGIS全体の純資産総額は、約39億3,562万米ドルです。

<オルタナティブ投資ファンド運用会社>ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド

- ファンドのサブ・ファンドであるスーパー・マネー・マーケット・ファンド(以下「ポートフォリオ」といいます。)の組入証券の管理およびリスク管理等を行います。

<投資顧問会社>ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク

- ポートフォリオの資産に関する投資運用業務等を行います。

<保管受託銀行および管理事務代行会社>ステート・ストリート・バンク・インターナショナル GmbH、ルクセンブルグ支店

- ファンド資産の保管受託銀行業務、会計帳簿の記帳および受益証券の純資産価格の計算業務を行います。

<登録・名義書換事務代行会社および支払事務代行会社>J.P.モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店

- ファンドの登録および名義書換事務代行会社として受益証券の発行、買戻業務等を行います。支払事務代行会社として支払事務代行業務等を行います。

<管理業務会社>ブラックロック・オペレーションズ(ルクセンブルグ)エス・エー・アール・エル

- 会社関係業務および管理調整業務を行います。

<総販売会社>ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド

- 受益証券の販売業務、販売促進業務およびマーケティング業務ならびに販売会社の選任を行います。

<代行協会員>三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

- 日本における代行協会員業務を行います。

<日本における販売会社>

- 日本における受益証券の販売・買戻しの取扱業務および累積投資業務を行います。取扱いを行う受益証券の種類は、日本における販売会社によって異なります。
- 日本における販売会社については、以下にお問い合わせ下さい。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(代行協会員)
ホームページ: <https://www.sc.mufg.jp/products/trust/index.html> 「外国投資信託運用報告書」

- ・この投資信託説明書(交付目論見書)は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ・この投資信託説明書(交付目論見書)により行うポートフォリオの受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年7月31日に関東財務局長に提出しており、2025年8月1日にその届出の効力が生じております。
- ・ポートフォリオの受益証券の価格は、ポートフォリオに組み入れられている有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用および為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様には帰属します。

- ・ポートフォリオに関するより詳細な情報を含む投資信託説明書(請求目論見書)が必要な場合には、日本における販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者の皆様がその旨を記録しておくこととされております。
- ・また、EDINET(金融庁の開示書類閲覧ホームページ)で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容はWEBサイト(<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>)(ファンドコード:G05789)でもご覧いただけます。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

ポートフォリオの目的・特色

ポートフォリオの目的

ポートフォリオは、短期の資産に分散投資することにより、元本、流動性およびインカムゲインの確保を追求します。ポートフォリオは、短期金融商品の運用、証券の大量購入および利回り向上のための専門的な技法を活用し、短期の資産に係る価値の確保を図りつつ、短期金融市場金利に沿ったリターンを提供することを目標とします。

なお、ポートフォリオは、マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および理事会の規則(EU) 2017/1131および同規則に基づき公布される委任規則(以下「MMF規則」といいます。)に基づく短期の公的債務固定純資産価格MMFに該当します。

ポートフォリオの特色

投資方針

ポートフォリオの組入証券は、短期の資産(短期国債および地方債、債券、預金証書、ノートならびにその他すべての類似する商品を含みます。)により構成されます。ただし、その資産の99.5%以上が、EU、EU加盟国の国、地域および地方行政組織もしくはその中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、欧州安定メカニズム、欧州金融安定基金、第三国の中央当局もしくは中央銀行、国際通貨基金、国際復興開発銀行、欧州評議会開発銀行、欧州復興開発銀行、国際決済銀行、または一以上のEU加盟国が属するその他の関連する国際金融機関もしくは国際金融組織が発行または保証する証券、上記の政府債を担保とするリバース・レポ取引ならびに現金に投資されます。ポートフォリオの受益証券が日本国内において募集および販売のため登録され、日本国の規制上要求される限り、リバース・レポ取引および現金に対してポートフォリオの資産の50%を超える投資は行われません。

実務上、ポートフォリオは、発行時の満期または満期までの残存期間が397日以下の証券のみに投資します。ポートフォリオの資産の10%以上が一日単位で満期となり、ポートフォリオの資産の30%以上が一週間単位で満期となります(ただし、一営業日以内に買戻しおよび決済を行うことができ、その残存期間が190日以下である流動性の高い政府証券は、17.5%を上限として、一週間単位で満期となる資産に含めることができます。)。ポートフォリオは、加重平均満期を60日以下に、かつ加重平均残存期間を120日以下に維持します。ポートフォリオはまた、EU加盟国に登記上の事務所を有する金融機関の預金、または金融機関が登記上の事務所を第三国に有する場合は、EU法に定められるものと同様の健全性規則に服する金融機関の預金にも投資することができます。かかる預金は、請求があり次第返金可能またはいつでも引出可能であり、かつ、12か月以内に満期となることを要します。

ポートフォリオは、MMF規則に従って、その資産の0.5%を上限として、他の短期MMFの受益証券または投資証券、適格な証券化商品および資産担保コマーシャル・ペーパーに投資することができます。

ポートフォリオは、金融資産の以下の一または複数のカテゴリーにのみ、かつ、MMF規則に規定される条件に従ってのみ、投資を行います。

- ・ 短期金融商品
- ・ 適格な証券化商品および資産担保コマーシャル・ペーパー(以下「ABCP」といいます。)
- ・ 金融機関への預金
- ・ 金融デリバティブ商品
- ・ レポ取引
- ・ リバース・レポ取引
- ・ 他のMMFの受益証券または投資証券

ポートフォリオは、ルクセンブルグの投信法に従って、付随的に流動資産を保有することができます。

ポートフォリオは、信用度評価手続に従って、投資顧問会社から好ましい信用評価を得た短期金融商品にのみ投資します。

■運用体制

管理会社とオルタナティブ投資運用契約を締結しているオルタナティブ投資ファンド運用会社は、投資顧問契約に基づいてポートフォリオの運用業務を投資顧問会社に委託しています。

投資顧問会社の運用体制は、以下のとおりです。

- ①ポートフォリオは、ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インクのキャッシュ・マネジメント・チーム(ポートフォリオ担当:約24名程度)によって運用されています。
- ②キャッシュ・マネジメント専任のポートフォリオ・マネジャーからなる運用チームがポートフォリオを管理します。
 - ・投資テーマ、流動性、運用ガイドラインを基に投資ニーズを決定します。
 - ・シニア・ポートフォリオ・マネジャーが各々のポートフォリオに対し管理・責任を持つ体制をとっています。
- ③運用チームは投資機会を追求し、全てのポートフォリオの投資ニーズに対応すべく協働します。

■主な投資制限

- ① ポートフォリオは、以下の投資または預金を行いません。
 - (イ)同一の発行体により発行される短期金融商品、証券化商品およびABCPへの、その資産の5%を超える投資
 - (ロ)同一の金融機関への、その資産の10%を超える預金
- ② MMF規則に規定される条件を充足するOTCデリバティブ取引の同一の取引相手方へのリスク・エクスポージャーの合計は、ポートフォリオの資産の5%を超えてはなりません。
- ③ リバース・レポ取引においてポートフォリオが同一の取引相手方に提供する現金の総額は、ポートフォリオの資産の15%を超えてはなりません。
- ④ 前記①および②にかかわらず、ポートフォリオは、当該投資の結果、単一の相手方への投資がその資産の15%を超えることとなる場合は、以下のいずれも統合してはなりません。
 - (イ)当該相手方が発行した短期金融商品、証券化商品およびABCPへの投資
 - (ロ)当該相手方への預金
 - (ハ)当該相手方に対して取引相手方リスクのエクスポージャーを与えるOTC金融デリバティブ商品
- ⑤ ポートフォリオは、以下のすべての要件が充足される場合に、その資産の100%を上限として、EU、EU加盟国の国、地域および地方行政組織もしくはその中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、欧州安定メカニズム、欧州金融安定基金、OECD加盟国、G20加盟国、香港およびシンガポールの中央当局もしくは中央銀行、国際通貨基金、国際復興開発銀行、欧州評議会開発銀行、欧州復興開発銀行、国際決済銀行、または一以上のEU加盟国が属するその他の関連する国際金融機関もしくは国際金融組織が単独または共同で発行または保証する様々な短期金融商品に投資することができます。
 - (イ)ポートフォリオが、当該発行体から少なくとも6つの異なる銘柄の短期金融商品を保有すること。
 - (ロ)ポートフォリオが、同一の銘柄の短期金融商品への投資の上限を、その資産の30%に制限していること。
- ⑥ ポートフォリオが、その資産の5%を超えて、単一の発行体により発行される前記①(イ)記載の資産に投資する場合、かかる投資の総額は、ポートフォリオの資産価額の40%を超えてはなりません。
- ⑦ ポートフォリオは、単一の発行体により発行された短期金融商品、証券化商品およびABCPについて、10%を超えて保有してはなりません。かかる制限は、EU、EU加盟国の国、地域および地方行政組織もしくはその中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、欧州安定メカニズム、欧州金融安定基金、OECD加盟国、G20加盟国、香港およびシンガポールの中央当局もしくは中央銀行、国際通貨基金、国際復興開発銀行、欧州評議会開発銀行、欧州復興開発銀行、国際決済銀行、または一以上のEU加盟国が属するその他の関連する国際金融機関もしくは国際金融組織が発行または保証する短期金融商品の保有分に関しては適用されません。
- ⑧ ポートフォリオが日本国内で募集される場合、一発行体から派生する株式、債券およびデリバティブへのエクスポージャーは、原則として、それぞれポートフォリオの純資産総額の10%を超えてはならず、また、上記のエクスポージャーの合計金額は、原則として、ポートフォリオの純資産総額の20%を超えてはなりません。

なお、ポートフォリオは、デリバティブ取引等を行っていません。

■分配方針

ポートフォリオの純利益(即ち、経過利息から発生済費用を差し引いたもの)は、受益証券1口当たり純資産価格の日々の決定直前までに登録済の受益者に対し、当該日時点で発行済のすべての受益証券につき、各評価日に分配金として宣言されます。

(注)「評価日」とは、ニューヨークの銀行営業日であり、ルクセンブルグの銀行営業日であり、かつ日本の金融商品取引業者の営業日である日、または管理会社の取締役会が決定し、合理的に実施可能な場合には受益者にあらかじめ通知するその他の日をいい、当該受益証券の純資産価格の決定の停止または本書に記載される受益証券の発行の停止の場合を除きます(以下「営業日」ということもあります。)

各月の最終評価日の直前営業日までに(同日を含みます。)クラスB受益証券およびインスティテューショナルI受益証券に関して宣言される分配金は、当該月の最終評価日に(当該日に分配金が宣言される前に)直前の評価日の受益証券1口当たり純資産価格で端数を含む同じタイプの受益証券に自動的に再投資されます。

クラスB受益証券またはインスティテューショナルI受益証券につき宣言されたものの同じタイプの追加受益証券にまだ再投資されていない分配金から得た純利益は、各々のクラスの受益証券への分配に利用可能である純利益に含まれ、分配日に発行済みである各当該クラスの受益証券の口数に基づき、各々のクラスの受益証券に按分して分配されます。

管理会社は、受益証券1口当たり純資産価格を1米ドルに維持するため、最善の努力を払います。受益証券1口当たり純資産価格を1米ドルに維持するために必要な範囲で、管理会社は、一時的に日々の分配金を削減もしくは停止し、もしくは満期前に予定外の証券の売却を実行し、またはかかる目的のために適切とみなされるその他の行為を行うことがあります。ただし、ポートフォリオは、ポートフォリオの流動性を保証する、または受益証券1口当たり純資産価格を安定させるために外部の支援に依拠することはできません。

上記は、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではありません。

投資リスク

受益証券1口当たり純資産価格の変動要因

ポートフォリオの受益証券1口当たり純資産価格は、ポートフォリオに組み入れられる有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けて下落または上昇するため、これにより投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではなく、損失を被ることがあります。これら運用による損益はすべて受益者(投資者)に帰属します。投資信託は、預貯金と異なります。

ポートフォリオに対する投資は、ポートフォリオの受益証券の純資産価格の変動、信用リスク、レバレッジ・リスク、金利リスク、為替リスク、かかるポートフォリオの組入対象およびポートフォリオの受益証券の流動性リスク、ならびにその他のリスクを含む、重大なリスクを伴います。

ポートフォリオは、様々な証券に投資します。ポートフォリオが有する主なリスクとしては、以下のものがあります。

■受益証券の価格

受益証券の価格および受益証券からの収益は、上昇することも下落することもあります。投資者は、自身にとっての基準通貨以外の通貨で投資する場合、かかる基準通貨に対して上昇することも下落することもある為替変動の影響を受けるということを認識する必要があります。

■固定利付の譲渡性のある証券

債務証券は、信用度に関する客観的および主観的判断基準に服します。格付を付与されている債務証券の「格下げ」またはファンダメンタルな分析には基づかない否定的評判および投資家の判断は、特に薄商いの市場において証券の価値および流動性を低下させます。

実勢利率の変動および信用度が、ポートフォリオに影響することになります。一般的に金利が下落すると固定利付証券の価格は上昇し、金利が上昇すると固定利付証券の価格は下落する、という具合に、ポートフォリオの資産価値は、市場の金利変動の影響を受けます。金利変動への反応は、短期証券の価格の方が長期証券に比べ、概して少なくなります。

非投資適格債務は、高いレバレッジ効果を得ることがあり、大きな債務不履行リスクを有しています。更に、非投資適格債務は、高格付の固定利付証券より変動が大きい傾向にあるため、不況という事態は、高格付の固定利付証券より非投資適格債務の価格に、より大きな影響を及ぼすこととなります。

■国際投資

国際的な投資は、為替相場の変動、将来の政治的および経済的発展ならびに為替管理またはその他の国家の法律もしくは制限が課される可能性を含む一定のリスクを伴います。各国の証券価格は、その異なる経済、金融、政治および社会的要素により影響を受けます。ポートフォリオは、様々な通貨建ての証券に投資するため、為替相場の変動は、ポートフォリオの組入証券の価値に影響を及ぼします。更に、ポートフォリオの投資は、回収不能な源泉税の対象となることがあります。

■短期金融商品

純資産価額の大部分を承認された短期金融商品に投資するファンドは、投資家により通常の預金への投資の代替として考えられることがあります。投資家は、ポートフォリオを保有することで集団投資スキームへの投資に伴うリスク(特に、投資元本額が、ポートフォリオの純資産価格が変動する際に変動することがあるという事実)にさらされることに留意すべきです。

■リバース・レポ取引

リバース・レポ取引において、ポートフォリオは、合意した将来の日付に合意した再売買価格で証券を買い戻す約束で、投資商品を取引相手方から購入します。したがって、売主が債務不履行に陥ると、ポートフォリオは、当該取引に関連して保有する原証券およびその他の担保の売却手取金が市場動向により買戻価格を下回る限度において、損失を被るリスクを負います。ポートフォリオは、契約期間が終了するか、取引相手方が証券を買い戻す権利を行使するまで、リバース・レポ取引の対象となる証券を売却することができません。

上記は純資産価格の主な変動要因であり、変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ポートフォリオの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスクの管理体制

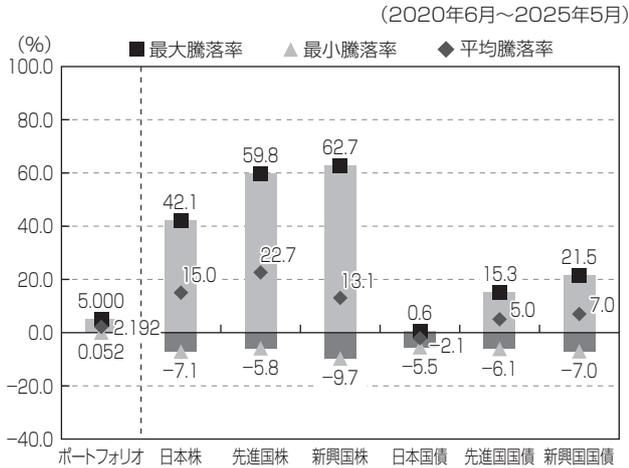
投資顧問会社およびオルタナティブ投資ファンド運用会社のポートフォリオ・マネジャーおよびリスク管理部門は、リスクを管理し、ファンドが保有する証券に対する市場動向の影響具合をモニターしています。運用チームは、発行体の全体的な状況をモニターしています。これらの要因の継続的なモニターに基づき、ポートフォリオ・マネジャーは、特定の投資対象のリスク要因がファンドにとって適切であるか否かを積極的に決定します。リスクの水準が容認し難いほどまで上昇していると決定される場合、より適切と考えられる程度までリスク水準を低下させるため、ポートフォリオの再構築を行います。

(注)上記の記載は、2025年5月末日現在のものです。リスクの管理体制は、変更される場合があります。

(参考情報)

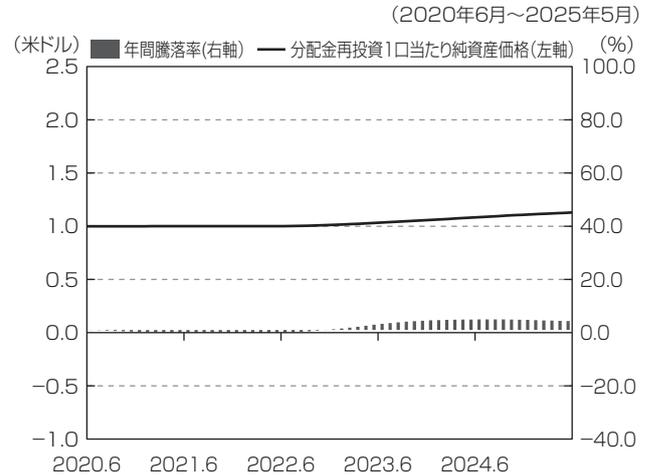
ポートフォリオと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

クラスB受益証券

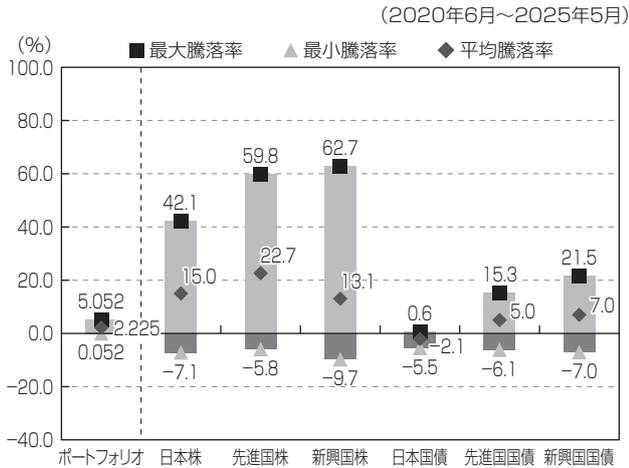


ポートフォリオの年間騰落率および 分配金再投資1口当たり純資産価格の推移

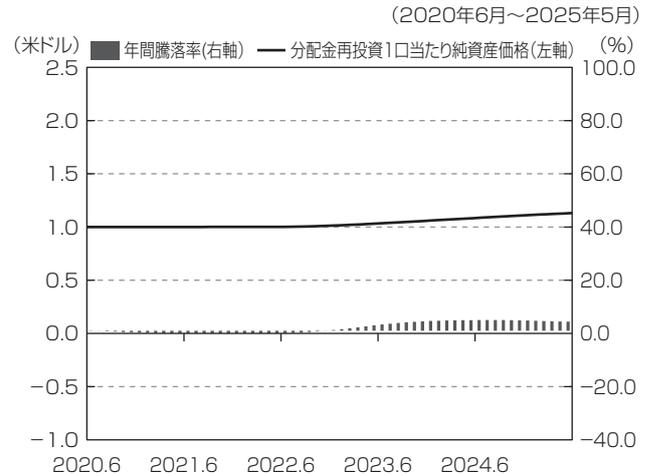
クラスB受益証券



インスティテューショナル受益証券



インスティテューショナル受益証券



※上記のグラフは、2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の平均値、最大値および最小値を、ポートフォリオの各受益証券(表示通貨ベース)および他の代表的な資産クラス(円ベース)について表示したものです。ポートフォリオの各受益証券については、税引前分配金を再投資したものとみなして計算した分配金再投資1口当たり純資産価格を用いて算出しており、実際の1口当たり純資産価格に基づいて算出した年間騰落率とは異なることがあります。

※すべての資産クラスがポートフォリオの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの指数

- 日本株…………… 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株……… MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株……… MSCIエマージング・マーケット指数
(配当込み、円ベース)
- 日本国債……… NOMURA-BPI国債
- 先進国国債…… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国国債…… J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデクスー
エマージング・マーケット・グローバル
ディバースファイド(円ベース)

(注)日本株および日本国債以外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記のグラフは、2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における分配金再投資1口当たり純資産価格の1年間の騰落率および分配金再投資1口当たり純資産価格の推移を表示したものです。分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前分配金を再投資したものとみなして算出した金額(実際の1口当たり純資産価格と異なることがあります。)について、2020年6月末日の1口当たり純資産価格を起点として指数化しています。

<各指数について>

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有する我が国を代表する指数です。東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値および東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に関するすべての権利・ノウハウおよび東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。

MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発、計算した株価指数です。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)は日本を除く世界の主要先進国の株式を、また、MSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円ベース)は新興国の株式を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、日本国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数に関する知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われるブラックロック・ジャパン株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

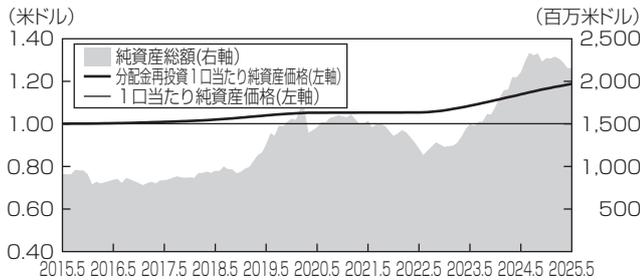
J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド(円ベース)は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、新興国の現地通貨建ての国債を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

以下は、クラスB受益証券およびインスティテューショナル受益証券に関する運用実績です。

以下に記載する運用実績は、本書作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。

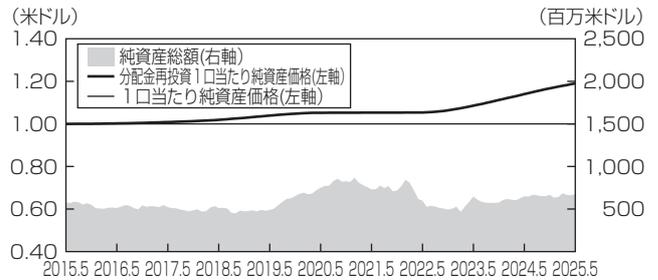
純資産の推移

クラスB受益証券



※2015年5月末から2025年5月末まで月末ベース
 ※分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前分配金を再投資したものとみなして算出した金額(実際の1口当たり純資産価格と異なることがあります。)について、2015年5月末日の1口当たり純資産価格を起点として指数化しています。

インスティテューショナル受益証券



※2015年5月末から2025年5月末まで月末ベース
 ※分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前分配金を再投資したものとみなして算出した金額(実際の1口当たり純資産価格と異なることがあります。)について、2015年5月末日の1口当たり純資産価格を起点として指数化しています。

分配の推移

クラスB受益証券

第31会計年度 (2020年2月～2021年1月)	0.00213405米ドル
第32会計年度 (2021年2月～2022年1月)	0.00052128米ドル
第33会計年度 (2022年2月～2023年1月)	0.01581727米ドル
第34会計年度 (2023年2月～2024年1月)	0.04673163米ドル
第35会計年度 (2024年2月～2025年1月)	0.04609100米ドル
直近1年間の累計	0.04281559米ドル

インスティテューショナル受益証券

第31会計年度 (2020年2月～2021年1月)	0.00230888米ドル
第32会計年度 (2021年2月～2022年1月)	0.00052128米ドル
第33会計年度 (2022年2月～2023年1月)	0.01622134米ドル
第34会計年度 (2023年2月～2024年1月)	0.04723582米ドル
第35会計年度 (2024年2月～2025年1月)	0.04659100米ドル
直近1年間の累計	0.04331467米ドル

(注1) 上記は、受益証券1口当たりの、税引前の数値です。

(注2) 「直近1年間の累計」は、2024年6月1日から2025年5月末日までの期間における分配金の累計額です。

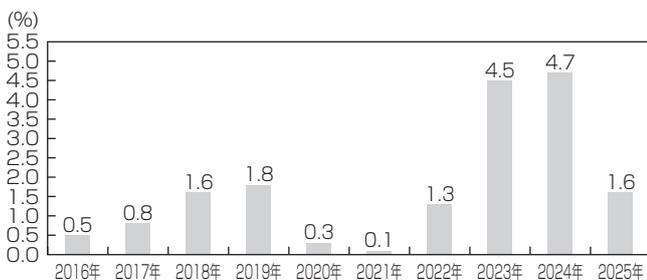
主要な資産の状況

順位	銘柄	種類	発行国・地域	投資比率(%)
1.	EUROPEAN INVESTMENT BANK	コマーシャルペーパー	ルクセンブルグ	1.93
2.	ERSTE ABWICKLUNGSANSTALT	コマーシャルペーパー	ドイツ	1.77
3.	KOREA DEVELOPMENT BANK	預金証書	アメリカ合衆国	1.13
4.	GOVERNMENT OF CANADA	コマーシャルペーパー	カナダ	1.12
5.	KOREA DEVELOPMENT BANK	預金証書	アメリカ合衆国	1.06
6.	ERSTE ABWICKLUNGSANSTALT	コマーシャルペーパー	ドイツ	1.06
7.	CAISSE D'AMORTISSEMENT DE LA DETTE SOCIALE	コマーシャルペーパー	フランス	1.06
8.	DETTE SOCIALE	コマーシャルペーパー	カナダ	1.06
9.	EXPORT DEVELOPMENT CANADA	コマーシャルペーパー	カナダ	1.06
10.	CAISSE DES DEPOTS ET CONSIGNATIONS	コマーシャルペーパー	アメリカ合衆国	1.06

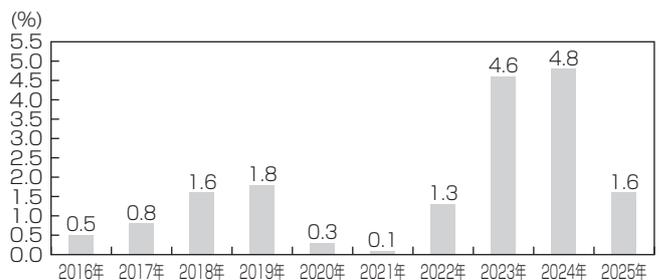
(注)投資比率とは、純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

収益率の推移

クラスB受益証券



インスティテューショナル受益証券



(注1)収益率(%)=100×(a-b)÷b

a=暦年末の1口当たり純資産価格(当該暦年の分配金の合計額を加えた額)

b=当該暦年の直前の暦年末の1口当たり純資産価格(分配金落ちベース)

(注2)2025年については年初から5月末日までの収益率を記載しています。

※ポートフォリオにはベンチマークはありません。

手続・手数料等

手続

購入(申込み)単位	<p>①クラスB受益証券 -500米ドル以上1セント単位(初回の最低申込額)または1米ドル以上1セント単位(追加最低申込額) (注)ファンドの管理会社が随時決定する場合、一定の販売会社を通じての初回の最低申込額は1米ドルとします。</p> <p>②インスティテューショナルI受益証券 -25万米ドル以上1セント単位(初回の最低申込額)または100米ドル以上1セント単位(追加最低申込額)</p>
購入(申込み)価格	各申込みが有効になる評価日のクラスB受益証券またはインスティテューショナルI受益証券の1口当たり純資産価格
購入(申込み)代金	<p>投資者は、ポートフォリオにより申込みが受諾された評価日の翌評価日までに申込金額を日本における販売会社に支払うものとします。詳細は日本における販売会社にお問い合わせ下さい。</p> <p>申込金額は、累積投資約款に従い、米ドル貨またはその円貨相当額で支払うものとし、円貨との換算は、東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとします。</p>
換金(買戻し)単位	0.01口単位または1セント単位
換金(買戻し)価格	受益者からの買戻請求があった評価日に決定される1口当たり純資産価格
換金(買戻し)代金	累積投資約款に従い、買戻請求にかかるクラスB受益証券またはインスティテューショナルI受益証券については、受益者からの買戻請求があった評価日に決定される1口当たり純資産価格によりこれを買戻し、通常、翌評価日に、米ドル貨またはその円貨相当額をもって日本における販売会社を通じて買戻代金が支払われます。詳細は日本における販売会社にお問い合わせ下さい。
申込締切時間	日本における販売会社の定める申込みまたは買戻請求の締切時間までに受領されたものを当日の申込みとします。詳細は日本における販売会社にお問い合わせ下さい。
購入の申込期間	<p>2025年8月1日(金曜日)から2026年7月31日(金曜日)まで</p> <p>(注1)上記期間中の評価日に限り申込みの取扱いが行われます。「評価日」とは、ニューヨークの銀行営業日であり、ルクセンブルグの銀行営業日であり、かつ日本の金融商品取引業者の営業日である日、または管理会社の取締役会が決定し、合理的に実施可能な場合には受益者にあらかじめ通知するその他の日を行い、当該受益証券の純資産価格の決定の停止または本書に記載される受益証券の発行の停止の場合を除きます。</p> <p>(注2)申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。</p>
換金(買戻し)の制限	<p>管理会社は、いずれか1評価日または連続する7評価日にわたる期間中に、当該評価日または当該期間の開始日時点でポートフォリオの発行済みの受益証券口数の10%を超えて買戻す義務を負わないものとします。したがって、買戻しは、買戻請求の受領日後7評価日を超えない期間にわたり延期することができます(ただし、常に上記上限に服します。)。買戻しの延期の場合、当該受益証券は、買戻しが有効となった日の1口当たり純資産価格で買戻されます。</p> <p>買戻しに際して、流動性を達成するためにポートフォリオが負担する費用を適切に反映するため、また、ポートフォリオに残る他の受益者が不当に不利とならないことを確保するため、流動性手数料が課されることがあります。また、ポートフォリオに適用される流動性基準を確実に遵守するためのその他の措置がとられることがあります。</p>
購入・換金申込受付の中止および取消	<p>管理会社は、以下の期間中、受益証券の1口当たり純資産価格の決定および受益証券の発行を停止することができ、かつポートフォリオの受益証券の買戻しを請求する受益者の権利を停止することができます。</p> <p>① ポートフォリオの組入証券の相当部分が当該時取引されている主たる市場または証券取引所が、通常の休日以外に閉鎖されている期間、または取引が実質的に制限もしくは停止されている期間。</p> <p>② 緊急事態の存在によってポートフォリオにより組入証券の売却ができない期間。</p> <p>③ ポートフォリオの組入証券の価格または市場もしくは証券取引所における時価を決定するため通常使用されている通信手段が故障している期間。</p> <p>④ ポートフォリオの組入証券の売却または支払に関する送金ができない期間。</p> <p>⑤ 管理会社の取締役会が、純資産価格の決定が実行不可能、または、その他ポートフォリオの受益者の最善の利益に反するとみなす期間。</p>

購入・換金申込受付の中止および取消し	<p>⑥ ポートフォリオの組入証券の重要な部分を形成する投資信託の受益証券または投資証券の価格を決定することが不可能な場合(特に、当該投資信託の純資産価格の決定が停止される場合)。</p> <p>⑦ ファンドまたはポートフォリオの解散決定の場合、当該解散決定について受益者への最初の通知が公告された日以後の期間。 ポートフォリオについては、買戻しを連続して15営業日以上停止することはできません。</p>
信託期間	ファンドおよびポートフォリオは、存続期間を無期限として設定されています。なお、ポートフォリオは、1990年7月11日に運用が開始されました。
繰上償還	管理会社は、①ポートフォリオの純資産総額が連続して30暦日以上期間減少し、5,000万米ドルを下回った場合、もしくは管理会社の取締役会が各受益者に対して30日前に通知を行って決定するそれを上回るもしくは下回る金額を下回った場合、または②ポートフォリオに影響を及ぼす経済的もしくは政治的状況の変化を理由として管理会社の取締役会が適切であるとみなす場合、ポートフォリオの資産を換金し、また影響あるクラスの受益証券を払い戻す場合には当該受益証券のすべての保有者に対して、30日の事前通知を発送することにより、ポートフォリオを償還することができます。
計算期間	毎年2月1日から翌年1月31日まで
収益分配	<p>ポートフォリオの純利益(即ち、経過利息から発生済費用を差し引いたもの)は、受益証券1口当たり純資産価格の日々の決定直前までに登録済の受益者に対し、当該日時点で発行済のすべての受益証券につき、各評価日に分配金として宣言されます。</p> <p>各月の最終評価日の直前営業日までに(同日を含みます。)クラスB受益証券およびインスティテューショナルI受益証券に関して宣言される分配金は、当該月の最終評価日に(当該日に分配金が宣言される前に)直前の評価日の受益証券1口当たり純資産価格で端数を含む同じタイプの受益証券に自動的に再投資されます。</p> <p>クラスB受益証券またはインスティテューショナルI受益証券につき宣言されたものの同じタイプの追加受益証券にまだ再投資されていない分配金から得た純利益は、各々のクラスの受益証券への分配に利用可能である純利益に含まれ、分配日に発行済みである各当該クラスの受益証券の口数に基づき、各々のクラスの受益証券に按分して分配されます。</p> <p>管理会社は、受益証券1口当たり純資産価格を1米ドルに維持するため、最善の努力を払います。受益証券1口当たり純資産価格を1米ドルに維持するために必要な範囲で、管理会社は、一時的に日々の分配金を削減もしくは停止し、もしくは満期前に予定外の証券の売却を実行し、またはかかる目的のために適切とみなされるその他の行為を行うことがあります。ただし、ポートフォリオは、ポートフォリオの流動性を保証する、または受益証券1口当たり純資産価格を安定させるために外部の支援に依拠することはできません。</p>
信託金の限度額	信託金の限度額については特に定めがなく、随時受益証券を発行することができます。
運用報告書	管理会社は、ポートフォリオの資産について、ポートフォリオの計算期間終了(毎年1月31日)後遅滞なく、投資信託及び投資法人に関する法律に従って、一定の事項について記載した運用報告書(全体版)および運用報告書(全体版)に記載すべき事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付されます。運用報告書(全体版)は、代行協会員のホームページに掲載されますが、受益者から交付請求があった場合には、交付されます。
課税関係	税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。
その他	<p>受益証券の購入申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、日本における販売会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款(以下「口座約款」といいます。)を投資者に交付し、投資者は口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書を提出します。</p> <p>管理会社は、約款により、「米国人」を含むがこれに限られないいずれかの者、企業または法人によって受益証券が所有されることを制限または妨げることを許可されています。詳細は請求目論見書をご参照ください。</p>

手数料等

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料(申込手数料)	申込手数料は徴収されません。
買戻し手数料	買戻し手数料は徴収されません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

ポートフォリオの運用管理費用(管理報酬等)

(年間管理報酬)	<p>①クラスB受益証券 0.3333%(上限)(毎月払い) クラスB受益証券に帰属するポートフォリオの純資産価額から毎日生じます。</p> <p>②インスティテューショナルI受益証券 0.45%(上限)(毎月払い) インスティテューショナルI受益証券に帰属するポートフォリオの純資産価額から毎日生じます。</p> <p>年間管理報酬は、約款に定める管理会社としての業務の対価として、管理会社に支払われます。</p>
(年間販売報酬)	<p>①クラスB受益証券 0.1667%(上限)(毎四半期払い) クラスB受益証券に帰属するポートフォリオの純資産価額から毎日生じます。</p> <p>②インスティテューショナルI受益証券 投資者が負担する販売報酬はありません。</p> <p>年間販売報酬は、投資者からの申込みまたは買戻請求を管理会社に取り次ぐ等の業務の対価として、販売会社に支払われます。</p>
(その他の費用・手数料)	<p>保管報酬、管理事務代行会社報酬、名義書換事務代行会社報酬、管理業務会社手数料については、随時変更されるため定められた料率を開示することができず、計算方法または上限額等も表示することができません。</p> <p>ファンドの運営に関するすべての費用(税金、法務および監査費用(弁護士に支払う開示書類の作成・届出業務等に係る報酬および監査人等に支払う監査に係る報酬等)を含みます。)はファンドにより支払われます。特定のポートフォリオに帰属しない経費および費用は、ポートフォリオに等分に配分されますが、通常、比率で示したポートフォリオの純資産価額をベースに比例的に按分されます。ファンドの一般的な管理費用は、各ポートフォリオの受益証券の各クラスに、当該ポートフォリオの全クラスの発行済み受益証券の総口数ベースで配分されます。</p> <p>ポートフォリオは、ルクセンブルグの年次税、所有する有価証券等の取引関連手数料その他の費用を負担します。</p> <p>その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p> <p>なお、買戻しに際して、流動性を達成するためにポートフォリオが負担する費用を適切に反映するため、また、ポートフォリオに残る他の受益者が不当に不利とならないことを確保するため、流動性手数料が課されることがあります。流動性手数料は、流動性が一定水準を超えて低下した場合に必要に応じてオルタナティブ投資ファンド運用会社の決定により課されるものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p>

※手数料および費用等の合計額については、ポートフォリオの保有期間等に応じて異なるため表示することができません。

※詳しくは投資信託説明書(請求目論見書)をご参照下さい。

■税金

税金は、以下の表に記載の時期に適用されます。税率は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および住民税	利子所得として課税されます。 分配金に対して、20.315%の税率による源泉徴収が行われます。
換金(買戻し)時 および償還時	所得税および住民税	譲渡所得として課税されます。 換金(買戻し)時および償還時の差益(譲渡益)に対して、 20.315%の税率による源泉徴収が行われます。

上記は、2025年7月31日現在のものです。税率に関しては、2038年1月1日以後は20%となります。税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。

法人の場合は上記とは異なります。益金不算入制度の適用は認められません。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

